



公 告

公 告 第 111 号

平成 27 年 8 月 13 日

契約担当官  
航空自衛隊第83航空隊  
会計隊長 東田 和也



下記により入札を実施するので「入札及び契約心得」を熟知のうえ参加されたい。

記

1. 契約方式 一般競争契約
2. 入札事項
  - (1) 件 名 整備発生屑運搬処理1式
  - (2) 引渡期限 平成27年9月18日
  - (3) 引渡場所 航空自衛隊那覇基地
  - (4) 履行期限 平成27年12月18日
  - (5) 履行場所 都道府県知事許可処分場
3. 入札場所 航空自衛隊那覇基地会計隊入札室
4. 入札日時 平成27年9月2日 13時30分
5. 参加資格
  - (1) 予算決算及び会計令第70条及び71条の該当者については参加できない。
  - (2) 経理装備局長又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - (3) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
  - (4) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を経理装備局長が認めた場合はこの限りではない。
  - (5) 防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供」のA、B、C又はDに格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者。
6. 保証金 入札保証金：免除 契約保証金：免除
7. 入札方法 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は課税業者又は免税業者を問わず見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。  
また、本件の入札は、郵便入札を可とするが、その場合は入札日前日までに航空自衛隊那覇基地会計隊契約班に必着とする。
8. 入札の無効 入札参加資格のない者による入札及び入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書等の作成 有
10. 契約条件 航空自衛隊標準契約条項及び適用契約条項を参照のこと。
11. 契約条項提示場所 航空自衛隊那覇基地会計隊事務室
12. 契約方法 確定契約
13. 落札決定方式 総額決定
14. その他
  - (1) 入札説明会 無
  - (2) 入札参加希望者は、航空自衛隊那覇基地会計隊契約班まで連絡するとともに、資格決定通知書のコピーを入札開始前までに提出すること。
  - (3) 入札保証金の納付を免除してあるが、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
  - (4) 入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

本書記載事項の詳細については航空自衛隊那覇基地会計隊契約班 堀 まで。

電話番号 098-857-1228・1229

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号			仕様書番号
品名 又は 件名	整備発生屑運搬処理	那基LPS-27-136	
		承認	平成27年 7月16日
		作成	平成27年 7月16日
		改正	平成 年 月 日
			平成 年 月 日
作成部隊等名	第83航空隊		

#### 1 総則

この仕様書は、航空自衛隊那覇基地における整備発生屑運搬処理について規定する。

#### 2 処理基準

整備発生屑運搬処理については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守する。

#### 3 産業廃棄物の種類及び重量（数量）

別紙「整備発生屑処理一覧」のとおり。

#### 4 引渡場所

航空自衛隊那覇基地（別図）

#### 5 引渡期限

平成27年9月18日

土日を除く8:15から12:00、13:00から17:00の間

#### 6 処理期限（第9項に定める「処理報告」まで）

平成27年12月18日

#### 7 処理場所

都道府県知事許可処分場

品 名	整備発生屑運搬処理
-----	-----------

#### 8 役務に関する要求

- (1) 役務に必要な資器材は、契約相手方が負担するものとする。
- (2) 作業内容について官側の承認を得るものとする。
- (3) 作業の前後に整備発生屑の重量を確認するものとする。
- (4) 収集運搬作業を実施するものとする。
- (5) 作業終了後、引渡場所の清掃を実施するものとし、官側の点検を受けるものとする。
- (6) 産業廃棄物管理票を作成及び提出するものとする。

#### 9 処理報告

引渡後、速やかに処理を実施し、その報告については最終処分を完了した後、産業廃棄物管理票E票を那覇基地分任物品管理官（廃品出納主任）に提出するものとし、その受領をもって処理の完了とする。

#### 10 一般管理事項

- (1) 契約相手方は、産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る都道府県知事の許可を受けていなければならない。
- (2) 契約相手方は、作業及び報告のために基地内に立ち入る際、日時と作業人員氏名及び車両器材を官側に事前に連絡するものとする。
- (3) 基地内立ち入り及び車両運行については、那覇基地規則に従い、定められた地域以外に立ち入ってはならない。
- (4) 契約相手方は、作業の際に責任者を定めて作業の安全に留意し、火災、盗難の事故防止に努めるものとする。
- (5) 契約相手方は、この契約により知り得た基地及び自衛隊に関する知識を漏洩又は他に転用してはならない。
- (6) 当該契約に起因して発生する事故、その他契約相手方の過失によって発生した事故については、契約相手方が負担するものとする。ただし、過失の判定は官側と協議するものとする。

#### 11 仕様書の疑義

本仕様書において疑義、又は仕様書で規定された以外の作業が生じた場合は官側と協議し、その指示に従うものとする。



自衛隊那覇基地案内図

